

市町村における総合的な危機管理体制 についての調査結果

- ・調査対象：市町村（東京23区（一般市扱い）を含む）
- ・調査時点：平成20年4月1日現在※
- ・複数回答可の設問については、各欄の回答数を母数で除したパーセンテージを計上しているため、合計が100%とならないものも有。
- ・割合に応じた枠の色は、～10%、～30%、～50%～80%、～100%で区分している。

※平成20年7月1日に合併した福島県福島市（旧飯野町を編入）においては、新団体の平成20年7月1日時点での調査とした。

I 危機管理組織(平時)

1 組織全般

(1)行政体制

指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
17	39	43	707	811	193

(2)消防体制

※ 「一部事務組合」は地方自治法第284条第2項、「広域連合」は同条第3項、「事務委託」は同法第252条の14第1項に規定するものをいいます。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
非常備消防	0%	0%	0%	0%	2%	15%
単独消防	94%	87%	81%	50%	8%	1%
消防事務委託※	0%	0%	0%	4%	10%	10%
広域消防(一部事務組合)※	6%	13%	16%	39%	74%	55%
広域消防(広域連合)※	0%	0%	2%	6%	6%	19%

2 危機管理担当部署

(1) 危機管理担当部署の所属部局※1について、該当する欄に○を付けてください。

- ※1 「危機管理担当部署」とは、全庁的又は部局横断的な取組みを行う必要があるような危機管理事案が発生した場合には一義的に全庁的な連絡調整を担当し、平素は防災・国民保護等を担当する「課(室)」をいうこととします。また、部局制を敷いていない場合は、部局を「部門」等と読替えることとします。以下同じ。
- ※2 「危機管理担当部局」とは、防災、国民保護等の危機管理のみを担当している部局をいうこととします。
- ※3 「首長部局」とは、消防局・消防本部を除いた行政部門のことをいうこととします。以下同じ。
- ※4 「生活環境」とは、清掃、公害防止、環境保護、上下水道等の住民の暮らしに関わる業務をいうこととします。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
危機管理担当部局※2 (首長部局※3)	29%	31%	42%	20%	6%	5%
総務・企画担当部局(首長部局)	29%	49%	40%	63%	83%	85%
生活環境担当部局※4(首長部局)	6%	3%	2%	9%	7%	8%
その他部局(首長部局)	12%	8%	9%	6%	3%	2%
消防局・消防本部	24%	10%	7%	2%	1%	0%

(2) 市町村の業務のうち、危機管理担当部署が所管するものについて、該当する欄に○を付けてください。(複数選択可)

- ※ 「総務業務」「企画業務」「生活環境業務」についてはその一部を所管していれば、該当することとします。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
防災業務	88%	100%	100%	98%	98%	96%
国民保護業務	100%	100%	100%	99%	99%	97%
防災・国民保護以外の危機管理業務	88%	72%	67%	64%	73%	75%
総務業務※	0%	15%	12%	36%	74%	87%
企画業務※	0%	3%	2%	4%	18%	36%
生活環境業務※	0%	5%	7%	11%	14%	13%

(3) 危機管理担当部署の危機管理事案毎の役割(※1)について、該当する欄に○を付けてください(※2)。

※1 1～6(表側上から1～6)について、同じ番号であっても事案毎に対応が異なる場合は主となる対応で結構ですのでいずれかを選択してください。

- ※2 ① 危機管理担当部署が事案対応、情報管理(首長への報告、マスコミや問い合わせへの対応等をいうこととします。)及び全庁的な連絡調整の全てを担当する
 ② 危機管理担当部署は情報管理及び全庁的な連絡調整を担当し、他の部署が事案対応を担当する
 ③ 危機管理担当部署は情報管理を担当し、概ね他の部署が事案対応及び全庁的な連絡調整を担当する
 ④ 他の部署が事案対応から連絡調整まで全てを担当する(危機管理担当部署は関わらない)

指定都市	全て	連絡調整	情報管理	他の部署
自然災害	50%	44%	13%	0%
大規模な事故等	50%	44%	13%	0%
武力攻撃	63%	44%	0%	0%
大量殺傷型のテロ等	63%	44%	0%	0%
感染症等の発生事案	6%	63%	19%	19%
その他	19%	25%	25%	38%

特例市	全て	連絡調整	情報管理	他の部署
自然災害	17%	76%	0%	0%
大規模な事故等	20%	65%	9%	0%
武力攻撃	22%	72%	0%	0%
大量殺傷型のテロ等	22%	72%	0%	0%
感染症等の発生事案	0%	37%	35%	22%
その他	9%	39%	24%	22%

町	全て	連絡調整	情報管理	他の部署
自然災害	60%	41%	2%	1%
大規模な事故等	52%	43%	6%	3%
武力攻撃	71%	30%	2%	0%
大量殺傷型のテロ等	65%	34%	4%	1%
感染症等の発生事案	11%	47%	22%	23%
その他	44%	39%	10%	10%

中核市	全て	連絡調整	情報管理	他の部署
自然災害	38%	62%	0%	0%
大規模な事故等	33%	56%	5%	5%
武力攻撃	49%	51%	0%	0%
大量殺傷型のテロ等	44%	54%	3%	0%
感染症等の発生事案	0%	44%	33%	23%
その他	3%	46%	23%	28%

一般市	全て	連絡調整	情報管理	他の部署
自然災害	51%	50%	2%	0%
大規模な事故等	34%	53%	12%	4%
武力攻撃	59%	42%	2%	0%
大量殺傷型のテロ等	53%	46%	3%	0%
感染症等の発生事案	5%	43%	28%	27%
その他	22%	40%	19%	22%

村	全て	連絡調整	情報管理	他の部署
自然災害	62%	36%	3%	0%
大規模な事故等	58%	38%	4%	2%
武力攻撃	75%	24%	2%	1%
大量殺傷型のテロ等	73%	26%	2%	1%
感染症等の発生事案	14%	41%	26%	20%
その他	57%	31%	8%	5%

3 危機管理担当幹部

(1) 貴市町村の危機管理担当幹部※の有無及び所属組織について、該当する欄に○を付けてください。

※ 全庁的又は部局横断的な取組みを行う必要があるような危機管理事案が発生した場合に、首長を補佐して危機管理を行う者をいうこととします。以下同じ。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
有（首長部局）	71%	82%	88%	86%	88%	86%
有（消防局・消防本部）	12%	8%	2%	1%	1%	1%
有（首長部局、消防局・消防本部を兼務）	18%	5%	2%	3%	5%	9%
無	0%	5%	7%	10%	6%	4%

(2) 貴市町村危機管理担当幹部の階級について、該当する欄に○を付けてください。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
部（局）長級より上	35%	10%	14%	9%	6%	3%
部（局）長級	65%	59%	60%	47%	10%	2%
部（局）次長級	0%	10%	5%	7%	2%	3%
課（室）長級	0%	8%	14%	25%	73%	84%
課（室）長補佐級	0%	8%	0%	3%	3%	4%

(3) 貴市町村危機管理担当幹部の業務の位置付けについて、該当する欄に○を付けてください。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
危機管理関係業務のみ	47%	59%	30%	12%	2%	1%
危機管理関係業務を主、 他の業務は従	6%	3%	12%	8%	5%	4%
危機管理関係業務と 他の業務は同列	47%	33%	51%	70%	88%	92%

(4) 貴市町村危機管理担当幹部が所管する危機管理事案について、該当する欄に○を付けてください※。(複数選択可)

※ 全庁的又は部局横断的な取組みを行う必要があるような危機管理事案が発生した場合に、首長的意思決定を支援し、対策本部の動きを統括することを意味します。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
自然災害	100%	90%	91%	89%	93%	94%
大規模な事故等	100%	87%	88%	75%	83%	81%
武力攻撃	100%	95%	93%	88%	91%	90%
大量殺傷型のテロ等	100%	92%	88%	85%	89%	87%
感染症等の発生事案	76%	49%	42%	36%	41%	38%
その他	41%	44%	37%	47%	72%	81%

4 一般部署

一般部署※1における危機管理への取組みについて、該当する欄に○を付けてください。
(複数選択可)

※1 「一般部署」とは、危機管理担当部署でない部署をいうこととします。以下同じ。

※2 各部署がその担当する業務に関連して、当該地域の地理的、社会的特徴等（地形、気候、人口分布、各種重要施設の位置等）から危機に至る因子を把握し、その対処について定めておくことをいいます。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
緊急連絡又は対応責任者の設定	100%	92%	88%	83%	79%	70%
部署内の緊急連絡網の作成	100%	97%	95%	90%	75%	59%
危機発生時の関係連絡先の把握	94%	87%	81%	81%	79%	73%
危機発生時の役割の明確化・職員への周知	88%	79%	81%	67%	66%	64%
対処マニュアルの作成※2	76%	72%	42%	31%	18%	12%

II 危機発生時の体制

1 24時間即応体制

(1) 通常勤務時間外の危機発生時に備えた宿日直体制について、該当する欄に○を付けてください。(複数選択可)

- ※1 危機管理担当部局(部局制を敷いていない団体においては危機管理担当部署をいいます。以下同じ。)の職員又は危機管理担当部局への在籍、研修の受講等により、危機管理対応を行う能力のある職員をいいます。危機管理担当部局に限定せずに、職員でローテーションを組んでいる場合は含みません(2に該当します。)
- ※2 首長部局の連絡担当者、連絡方法等が明確に定まっている場合のみをいいます。なお、単独消防に限らず広域消防の場合も含みます。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
首長部局の危機対応可能職員※1	18%	3%	0%	3%	3%	4%
首長部局の一般職員	18%	3%	5%	15%	29%	46%
消防局・消防本部※2	82%	64%	65%	36%	16%	8%
民間会社に委託	0%	0%	0%	1%	2%	1%
特段の体制は敷いていない	6%	72%	58%	67%	65%	52%

(2) 通常勤務時間外の危機発生時における首長への連絡方法について、該当する欄に○を付けてください。

- ※ 部局制を敷いていない団体においては部署(課室に相当。)をいうこととします。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
宿日直から首長に直接	0%	0%	0%	2%	7%	9%
宿日直から首長の秘書へ	6%	0%	5%	5%	3%	4%
危機管理担当幹部を通して	47%	23%	35%	26%	34%	35%
事案の担当部局※の責任者から	41%	69%	58%	60%	50%	42%
システムを用いて自動的に	6%	3%	2%	3%	1%	1%
その他	0%	5%	0%	4%	4%	6%
決まっていない	0%	0%	0%	1%	2%	4%

(3) 通常勤務時間外の危機発生時における事案に応じた緊急参集基準について、該当する欄に○を付けてください。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
地域防災計画及び国民保護計画の対象となる事案について設定	41%	77%	70%	83%	81%	72%
上記に加えて想定される事案について設定	59%	23%	28%	15%	14%	17%
設定していない	0%	0%	2%	2%	5%	11%

(4) 通常勤務時間外における迅速な危機対応を担保するために設定している職員の居所に係る制限について、該当する欄に○を付けてください。(複数回答可)

※ 参集の時間制限について、移動の手段は問わないものとします。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
参集時間による制限※	12%	5%	7%	2%	2%	2%
距離による制限	0%	3%	2%	4%	1%	1%
区域による制限	0%	3%	7%	4%	3%	2%
公舎への入居	29%	3%	0%	1%	0%	1%
その他の制限	0%	0%	2%	3%	2%	4%
設定していない	82%	95%	81%	90%	93%	92%

2 危機管理対策本部

(1) 危機管理対策本部の活動場所※1について、該当する欄に○を付けてください。

- ※1 危機管理対策本部の活動場所とは、対策本部要員（対策本部において各種作業を行う事務員のことであり、対策本部会議の本部員（幹部級）とは異なります。）が活動する場所のことをいいます。
- ※2 危機管理センターとは、全庁的な対策本部を設置するような危機発生時において、本部要員が情報を収集・整理・伝達するために設けられている常設・専用の場所であって、一定の設備が配備されているものをいいます。名称に「センター」と含まれるか否かは問わないこととします。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
危機管理センター※2	41%	36%	9%	9%	5%	6%
マニュアルに基づき、 通信機器が配備可能な会議室等	41%	41%	56%	39%	27%	23%
マニュアルはないが、 通信機器が配備可能な会議室等	18%	18%	23%	35%	50%	54%
マニュアルに基づき、 通信機器が配備できない会議室等	0%	0%	12%	10%	11%	5%
マニュアルもなく、 通信機器も配備できない会議室等	0%	5%	0%	8%	8%	11%

(2) (1) の活動場所が使用不能になった場合に代替的に活動を行う場所について、該当する欄に○を付けてください。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
あらかじめ設定し、職員に周知	76%	62%	47%	41%	21%	14%
設定しているが、 職員に周知していない	12%	5%	14%	16%	17%	21%
設定していない。	12%	33%	40%	43%	62%	65%

(3) 危機管理対策本部を運営していく際の一般部署からの応援体制について、該当する欄に○を付けてください。

- ※ 応援体制のルールとは、危機管理対策本部を運営していく上で必要となる人員を見積もり、一般部署から拠出すべき人数をあらかじめ割り当てておくこと等をいいます。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
応援要員・応援体制を あらかじめ設定	65%	62%	51%	44%	31%	25%
応援要員は未設定、 応援体制のルール※は設定	18%	10%	26%	26%	27%	26%
設定していない	18%	28%	23%	30%	42%	49%

Ⅲ 人材育成

- (1) 職員等に対して行っている危機管理に係る教育等について、該当する番号の欄に○を付けてください。(複数選択可)
 なお、数年毎に行っているものも含まれます。

- ※1 首長にあっては、就任時の引継事項として危機管理に関する事項が盛り込まれていれば、○を付けてください。
 ※2 首長にあっては、適宜又は定期的に危機管理に関する業務説明を受けていれば、○を付けてください。
 ※3 危機対応機関とは、自衛隊、警察及び海上保安本部をいうこととします。以下同じ。

①首長	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
講演会への参加	24%	21%	26%	25%	30%	25%
システム端末の 操作研修	0%	3%	2%	1%	0%	1%
図上訓練	35%	38%	40%	23%	12%	9%
実動訓練	65%	69%	74%	51%	37%	32%
避難施設等の視察	18%	5%	16%	9%	9%	10%
採用時・昇格時等 の危機管理研修	35%	31%	26%	15%	10%	7%
定期的な 危機管理研修	41%	33%	37%	18%	16%	11%
危機対応機関への 研修派遣	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③危機管理担当職員	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
講演会への参加	88%	95%	91%	84%	73%	66%
システム端末の 操作研修	88%	85%	84%	72%	60%	61%
図上訓練	94%	74%	72%	53%	37%	23%
実動訓練	88%	85%	84%	69%	47%	40%
避難施設等の視察	59%	56%	51%	33%	25%	26%
採用時・昇格時等 の危機管理研修	47%	21%	33%	13%	7%	7%
定期的な 危機管理研修	65%	51%	49%	29%	21%	19%
危機対応機関への 研修派遣	24%	18%	14%	6%	4%	4%

②危機管理担当職幹部	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
講演会への参加	65%	62%	70%	50%	46%	47%
システム端末の 操作研修	24%	28%	23%	13%	10%	13%
図上訓練	59%	56%	63%	36%	21%	13%
実動訓練	65%	67%	74%	57%	39%	34%
避難施設等の視察	59%	31%	40%	21%	17%	17%
採用時・昇格時等 の危機管理研修	29%	21%	23%	10%	7%	3%
定期的な 危機管理研修	65%	31%	33%	20%	14%	7%
危機対応機関への 研修派遣	12%	3%	9%	3%	2%	1%

④一般職員	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
講演会への参加	59%	51%	26%	23%	19%	17%
システム端末の 操作研修	35%	31%	16%	13%	12%	17%
図上訓練	76%	56%	40%	27%	14%	10%
実動訓練	76%	77%	74%	56%	37%	30%
避難施設等の視察	24%	18%	14%	8%	7%	6%
採用時・昇格時等 の危機管理研修	71%	49%	56%	15%	4%	2%
定期的な 危機管理研修	47%	26%	26%	13%	6%	6%
危機対応機関への 研修派遣	0%	3%	5%	1%	1%	2%

(2) 危機管理担当職員の育成に係る長期的な取組状況（人材育成カリキュラムの作成、計画的な人事ローテーションの実施等）について、該当する番号の欄に○を付けてください。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
取り組んでいる	12%	5%	7%	6%	4%	3%
取り組んでいない	88%	95%	93%	94%	96%	97%

IV 各種連携

1 住民との連携

(1) 各種危機に関する住民との連携（協働）の状況について、該当する欄に○を付けてください。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
十分にできている	0%	0%	2%	2%	2%	5%
ある程度できている	88%	77%	60%	48%	46%	47%
あまりできていない	12%	23%	35%	46%	45%	39%
できていない	0%	0%	2%	5%	7%	9%

(2) 各種危機に関する住民との連携（協働）における課題について、該当する欄に○を付けてください。（複数回答可）

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
コミュニティの希薄化	88%	79%	81%	59%	29%	10%
高齢化・過疎化	76%	77%	65%	62%	63%	73%
危機管理意識の低さ	41%	62%	60%	60%	63%	53%
自助・共助意識の低さ	53%	51%	56%	45%	31%	16%
住民との窓口・接点の欠如	29%	15%	12%	17%	14%	12%

(3) 各種危機に関して住民に普及啓発を行っている事項について、該当する欄に○を付けてください。（複数回答可）

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
自助・共助・公助の考え方	94%	95%	84%	72%	45%	27%
一般的な対処方法	82%	90%	84%	73%	60%	56%
地域特性に応じた 危機発生要因の把握	76%	69%	47%	37%	22%	22%
避難場所	94%	85%	95%	92%	87%	80%

(4) 各種危機に係る住民への普及啓発の方法について、該当する欄に○を付けてください。
(複数回答可)

※ 一般には、コミュニティトーク、わいわいミーティング等といわれているものです。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
広報誌への掲載	100%	95%	91%	90%	86%	73%
シンポジウム、講演会の実施	65%	62%	53%	34%	14%	6%
新聞への掲載	12%	13%	5%	3%	1%	0%
テレビ・ラジオでの放送	65%	67%	35%	16%	4%	7%
冊子・パンフレットの配布	94%	92%	91%	70%	58%	50%
映像資料(DVD等)の作成	29%	10%	5%	3%	1%	1%
メールの送信	47%	28%	33%	21%	4%	1%
ホームページの作成	100%	90%	93%	70%	35%	18%
防災訓練、国民保護訓練等への参加	94%	97%	95%	82%	60%	49%
自治会、町内会等への出張説明※	94%	97%	77%	60%	28%	17%

(5) 自治会、町内会その他コミュニティ団体との危機対応に係る連携について、該当する欄に○を付けてください。(複数選択可)

※ 自主防災組織とは災害対策基本法第5条第2項において規定するものをいう。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
代表者とその連絡先の把握	71%	79%	74%	78%	80%	80%
定期的な情報・意見交換	41%	33%	26%	19%	17%	18%
自主防災組織※の育成	94%	97%	98%	85%	62%	45%
訓練、研修等の共同実施	82%	74%	81%	62%	48%	39%

2 首長部局と消防との連携

(1) 首長部局と消防局・消防本部との危機管理に係る連携について、該当する欄に○を付けてください。(複数選択可)

※ 数年毎に行っている場合も含むこととします。以下同じ。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
担当部署・担当者・連絡先の把握	100%	97%	100%	94%	92%	88%
役割分担の明確化・職員への周知	100%	64%	67%	49%	33%	32%
定期的な情報・意見交換	76%	62%	63%	46%	43%	36%
研修、訓練等の共同実施※	82%	87%	79%	67%	44%	42%
人事交流 (首長部局→消防局・本部)	88%	46%	49%	29%	6%	2%
人事交流 (消防局・本部→首長部局)	88%	82%	72%	30%	5%	2%

(2) 消防団との危機管理に係る連携について、該当する欄に○を付けてください。(複数選択可)

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
関係者とその連絡先の把握	65%	54%	60%	80%	90%	94%
定期的な情報・意見交換	47%	41%	33%	49%	55%	58%
研修、訓練等の共同実施	41%	69%	70%	71%	62%	60%

3 市町村間の連携

他の市町村※との危機管理に係る連携について、該当する欄に○を付けてください。(複数選択可)

※ 危機管理上必要と認める範囲の市町村（例えば、各種支援を求める可能性が高いと考えられる隣接市町村、県庁所在市等が該当。）との連携で結構です。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
担当部署・担当者・連絡先の把握	94%	92%	95%	88%	93%	85%
定期的な情報・意見交換	76%	62%	63%	40%	42%	32%
研修、訓練等の共同実施	47%	28%	35%	18%	18%	22%
危機管理担当部署間の人事交流	0%	3%	2%	2%	3%	2%

4 都道府県との連携

都道府県との危機管理に係る連携について、該当する欄に○を付けてください。(複数選択可)

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
担当部署・担当者・連絡先の把握	100%	95%	100%	96%	96%	92%
定期的な情報・意見交換	71%	62%	47%	42%	34%	27%
研修、訓練等の共同実施	76%	64%	53%	39%	30%	21%
人事交流 (市町村→都道府県危機管理担当部署)	24%	0%	2%	4%	0%	1%
人事交流 (都道府県→市町村危機管理担当部署)	18%	0%	0%	2%	1%	1%

5 危機対応機関との連携

(1) 都道府県警察との危機管理に係る連携について、該当する欄に○を付けてください。(複数選択可)

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
担当部署・担当者・連絡先の把握	100%	95%	95%	90%	86%	82%
定期的な情報・意見交換	59%	54%	33%	31%	21%	22%
研修、訓練等の共同実施	65%	59%	56%	41%	17%	16%
人事交流(市町村→都道府県警察)	12%	5%	5%	0%	0%	0%
人事交流(都道府県警察→市町村)	47%	21%	12%	11%	2%	1%
警察職員OBの採用	24%	28%	16%	11%	4%	1%

(2) 自衛隊との危機管理に係る連携について、該当する欄に○を付けてください。
(複数選択可)

※ 自衛隊については、陸海空の別及び師団、旅団等の組織レベルの別は問いません。以下同じ。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
担当部署・担当者・連絡先の把握	100%	92%	100%	84%	81%	69%
定期的な情報・意見交換	71%	46%	23%	19%	14%	10%
研修、訓練等の共同実施	76%	54%	51%	36%	13%	8%
人事交流(市町村→自衛隊)	0%	0%	0%	0%	0%	0%
人事交流(自衛隊→市町村)	6%	0%	0%	0%	0%	0%
自衛隊職員OBの採用	41%	28%	16%	7%	2%	1%

(3) 海上保安本部との危機管理に係る連携について、該当する欄に○を付けてください。(複数選択可)

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
海に面している	76%	59%	40%	38%	31%	22%
担当部署・担当者・連絡先の把握	82%	54%	40%	33%	27%	19%
定期的な情報・意見交換	35%	23%	9%	7%	3%	1%
研修、訓練等の共同実施	35%	41%	14%	10%	3%	3%
人事交流(市町村→海上保安本部)	0%	3%	0%	0%	0%	0%
人事交流(海上保安本部→市町村)	0%	0%	0%	0%	0%	0%
海上保安庁職員OBの採用	0%	0%	0%	0%	0%	0%

6 その他関係機関との連携

(1) 医療機関との危機管理に係る連携について、該当する欄に○を付けてください。
(複数選択可)

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
担当部署・担当者・連絡先の把握	94%	85%	93%	79%	74%	76%
定期的な情報・意見交換	41%	41%	21%	18%	8%	9%
研修、訓練等の共同実施	71%	56%	58%	32%	10%	9%

(2) 保健所との危機管理に係る連携について、該当する欄に○を付けてください。
(複数選択可)

※ ここでは、保健所を設置していない市町村を想定している。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
担当部署・担当者・連絡先の把握	82%	77%	93%	77%	73%	70%
定期的な情報・意見交換	35%	38%	19%	18%	9%	8%
研修、訓練等の共同実施	47%	51%	19%	14%	4%	3%
人事交流(市町村※→保健所)	6%	5%	2%	0%	0%	0%
人事交流(保健所→市町村※)	0%	5%	2%	0%	0%	0%

(3) 公共的機関・公益的事業を営む法人※1との危機管理に係る連携について、該当する欄に○を付けてください※2。(複数選択可)

※1 災害対策基本法又は武力攻撃事態対処法に規定する指定公共機関及び指定地方公共機関に当たるものとなります。(例：電気、ガス、運送、放送事業者など)

※2 回答に際して、1、2については危機発生時に連携が必要となる団体と行っているか否か、3～4については一機関又は一法人でも該当があれば、○を付けてください。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
担当部署・担当者・連絡先の把握	100%	92%	98%	84%	72%	67%
定期的な情報・意見交換	53%	41%	28%	19%	7%	6%
研修、訓練等の共同実施	65%	56%	67%	32%	9%	6%
危機発生時の協力を係る取り決め	82%	62%	42%	33%	16%	8%

(4) 危機管理の専門家との危機管理に係る連携について、該当する欄に○を付けてください。(複数選択可)

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
危機発生時の協力の確保	29%	8%	5%	6%	4%	6%
定期的な情報・意見交換	35%	21%	2%	5%	2%	1%

V 危機管理体制の点検・評価・見直し

危機管理体制の点検・評価・見直しに係る取組みについて、該当する欄に○を付けてください。
(複数回答可)

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
各部署における定期的な点検・評価・見直し	76%	59%	65%	40%	29%	35%
危機管理担当部署からの助言	59%	41%	49%	21%	12%	9%
危機管理担当部署による全庁的体制の定期的な点検・評価・見直し	71%	44%	44%	35%	30%	32%
外部の専門家、団体等による点検・評価・見直し	18%	8%	7%	3%	1%	1%

VI 危機管理指針

危機管理指針※の作成状況について、該当する欄に○を付けてください。
(複数回答可)

※ 危機管理指針とは、危機管理事案に的確に対応するために、特定の事案に限定せず、危機管理事案全般に関して統一的な組織のあり方や、全庁的な対応方針等を示すものとします。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
危機管理全般を規定する指針を作成	59%	36%	30%	20%	12%	11%
災害対策基本法、国民保護法等で対応できない危機についての指針を作成	41%	15%	26%	6%	3%	3%
現在作成中	0%	13%	2%	5%	1%	1%
作成する予定はある	0%	8%	7%	5%	4%	5%
作成する意向はある	12%	21%	40%	45%	49%	60%
作成する予定も意向もない	0%	15%	12%	23%	31%	21%

市町村における総合的な危機管理体制の 整備に係る論点の整理（案）

※明朝体は第 12 回検討会における委員意見

I 危機管理事案発生時における対応

（論点 1）危機管理事案への対応

（1）情報の覚知から市町村幹部への伝達

- ・合併で市域が広大になり山間部と海岸部を持つようになった場合、危機管理対策本部と支所との間での情報伝達が困難になる。

（2）初動対応（首長等への連絡～緊急参集～対策本部設置まで）

- ・情報収集の手段と情報提供の手段についての検討が必要。
- ・危機管理を情報収集の問題に集約してしまいがちだが、事案発生時に本当に必要なのは、情報不足時にどのような考え方で行動するのかということ。

（3）応急対応（警報伝達、避難誘導、災害防除 等）

（4）消防機関との連携

（5）都道府県との役割分担・連携

- ・市町村に完結した役割を求めるには無理があり、市町村の限界を明らかにした上で都道府県との連携を図るという視点が必要。
- ・地震の際に原発関連の情報が県・国から市に入ってこなかったため、原発を持つ地域、隣接地域の市町村、県、国の役割の整理が必要。

（6）周辺市町村との連携・応援体制

（7）医療機関、危機管理対応機関等

- （自衛隊、警察、海上保安本部、保健所 等）との連携、応援要請

(8) 地域住民（自治会等コミュニティ団体）の活動

(9) 報道対応

- ・市町村は報道発表に慣れていないところもあり、報道機関への情報提供において県とは事情が異なる。

Ⅱ 平素から取り組む事項

(論点2) 本庁における対応

(1) 危機管理体制の点検・評価・見直し

- ・法整備も含めた体制の整理をしなければ、危機管理監が権限を発揮できないという問題。

(2) 危機管理指針、危機管理マニュアル等の作成

- ・中核人物の公私にわたる安全への配慮の重要性。

(3) 24時間即応体制

(4) 人材育成（研修、訓練の実施 等）

- ・住民及び職員それぞれの危機管理の認識、意識、知識を向上させることが重要。

(5) 危機管理担当部署以外の職員の危機管理意識醸成

- ・危機管理部局と他部局との間での連携意識をいかに醸成するか。
- ・危機管理部門を作るとそこに任せっきりになってしまい、他の部署での危機管理意識が低い状態。

(6) 現場からの情報のフィードバック

(論点3) 関係機関との連携

(1) 消防機関

- ・村では要員が不足しているため危機管理に関して消防がある程度カバーしているというような、人口規模に応じた消防機関との連携についての整理。
- ・危機管理部局と消防部局の関係が一様でない中で広域化が進むと、消防の権限・役割という点で組合せが複雑になってくる。

(2) 都道府県

(3) 周辺市町村（広域的対応）

- ・小さな町村単位で危機管理の専門部局・部署を作るのは難しく、広域で対応を図るものではないか。

(4) 医療機関、危機対応機関等

- ・町村部の医療機関は零細企業であり、対策をとっていないところが多い。あらかじめ連携をとっておくことが必要。

(5) 公共的機関、公益的法人

(6) 専門家

- ・NBCなどについての、専門家とのネットワーク構築に関して市町村と都道府県とでは事情が異なる。

（論点４）地域住民との連携

（１）コミュニティ機能の充実

- ・ 自主防災組織の育成に関して、地域ごとの温度差があり、その解消が難しい。
- ・ 市町村の場合には自主防やボランティアとの連携などがあるため、都道府県の場合と異なり体制として整理できない部分があり、その部分をどういう論点で整理するか。
- ・ 高齢化に伴い自助・共助の基礎部分が脆弱化している。
- ・ 都会よりも純農村地域の方が行政依存が高く、そこでどうやって自助・共助の考え方を構築するか。

（２）危機管理意識の醸成

- ・ 住民及び職員それぞれの危機管理の認識、意識、知識を向上させることが重要。
（再掲）

（３）住民とのネットワークの形成

- ・ 災害時の公共サービスの限界について、平常時に住民へ説明・広報をすることの必要性。

○論点によっては、市町村の規模別に検討する必要がある

- ・ 市町村においては、規模の問題、地域間格差の問題を念頭に置かないと一般化できない。
- ・ 小さな町は組織上何もかも一緒くたにして持っているという実情があり、大きな市と小さな町村とで考え方の整理が必要。
- ・ 村では要員が不足しているため危機管理に関して消防がある程度カバーしているというような、人口規模に応じた消防機関との連携についての整理。（再掲）

（参考資料：平成１９年度報告書 資料６、７）